

## 平成27年度就学援助費の受給申請について

生駒市教育委員会では、経済的な理由で就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、学校給食費などを援助しています。この援助費の受給を希望する人は、次のことを参考に、教育総務課又は小・中学校へ申請書を提出してください。

なお、国立や私立の小・中学校に就学する児童・生徒は対象外です。

### ◎対象

1. 経済的に就学が困難で、平成27年度市民税所得割課税額\*（ただし、住宅ローン控除・寄附金控除等の税額控除適用前の額）が下表の基準額以下の世帯（世帯の中に収入のある人が2人以上いる場合は、その額を合算します）。

[表]

子どもの数（※1）	基準額（平成27年度市民税所得割課税額）
1人	8万6000円
2人	10万1900円
3人（※2）	12万3200円

（※1）平成27年1月1日現在で15歳以下（平成11年1月2日以降生まれ）の子どもの数です。

（※2）※1対象の子どもの数が4人以上の場合は、3人の場合の基準額に1人当たり2万1300円を加算した金額です。

（例）4人の場合の基準額14万4500円

= 3人の場合の基準額12万3200円 + 2万1300円 × 1人

- 子どもの数については、申請書の世帯構成員に記載の人数で基準額を算定するため、記入もれのないようにしてください。

### \*平成27年度市民税所得割課税額の見方

生駒市で課税されている方で、平成27年6月頃にお手元に届く課税の通知が、

- 「平成27年度市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」の場合  
税額欄の上から3段目⑥市民税所得割額の金額 + （摘要）欄の住宅借入金等特別税額控除額 市民税の金額（該当の方のみ表示されています。） + 寄附金税額控除額（※3）

（※3） 寄附金税額控除額は、税額欄の上から2段目⑤市民税税額控除額の金額に含まれています。

- 「平成27年度 市民税・県民税 納税通知書」の場合  
市民税・県民税 課税明細②の市民税欄の住宅借入金等特別税額控除額 + 寄附金税額控除額 + 差引後所得割額

2. 病気、事故、災害、失業などによりお子さんの教育費に困っている世帯。

【裏面あり】

### ◎受給の対象となる費用

- 学校給食費（実費）
- 学用品費、通学用品費（支給限度額あり）
- 新入学児童生徒学用品費（支給限度額あり）〔1年生のみ〕
- 校外活動費、修学旅行費（支給限度額あり）
- 医療費（実費）〔対象は学校病（虫歯等）で、夏休み中の治療に限ります。夏休み前に対象者へ交付する「医療券」での医療機関受診となるためご注意ください。〕  
などの費用が対象となります。

### ◎申請の時に必要なもの

- 印鑑（みとめ）・通帳・・・市役所で申請書提出の場合
- ※課税証明書等の添付書類は不要です。ただし、平成27年1月2日以降に生駒市に転入された方は、前住所地の平成27年度課税証明書を必ず添付してください。（課税証明書の発行時期については、前住所地の市町村へご確認ください。）
- ※今年に入り、保護者が無職になった場合は、ハローワークが発行する「雇用保険受給資格者証（写し）」等離職したことがわかるものを必ず添付してください。

### ◎受付期間

- 5月7日（木）～6月30日（火） 期間厳守（認定・不認定の通知は7月下旬～8月初旬に行う予定です。）  
※この期間に受付して認定になれば、4月分からの支給となります。この期間を過ぎると、8月1日から2月末日までを随時受付期間とし、認定となった場合、毎月1日から15日までの受付で当月分から、16日から末日までの受付で翌月分からの支給となります。

### ◎その他

- 申請用紙は、教育総務課又は市立小・中学校にあります。
- 郵送での申請は受け付けません。
- **この制度は毎年申請が必要です。**前年度援助を受けていた人で、今年度も引き続き希望する場合も、あらためて申請が必要です。（※4月15日号「広報いこまち」へ掲載します。）
- 平成27年度の市民税の申告をしていない場合は、審査できませんのでご注意ください。
- 現在、生活保護を受けている方のうち、教育費受給世帯は申請する必要はありません。
- 税額については、お答えできません。

### ◎問い合わせ

- 教育総務課  
生駒市役所2階15番窓口  
Tel 0743-74-1111（内線626）まで
- 生駒市ホームページ (<http://www.city.ikoma.lg.jp/>) のトップページ左下の「申請書のダウンロード」をご利用ください。